



こんにちは。かながわ住まいまちづくり協会のマスコットキャラクターにいただいた「**まちきょん**」です。今回は、設計、デザインやプランニングに関わる資格についてレポートしま～す。

特別企画

設計・デザインの資格あれこれ

建築士のお仕事は「工事監理」にも目を向けて

まず皆さんもよくご存知の、建物の設計に必要な国家資格が「建築士」。一級・二級・木造の三種類あり、一級建築士は住宅から学校、病院、高層ビルまであらゆる設計に携われるのに対し、二級建築士は設計できる建物の規模と構造に制限があります。さらに木造建築士は扱える建物が2階建て以下、延べ床面積300㎡以下と二級建築士よりも小さいものに限られますが、文字通り「木造建築のスペシャリスト」としての専門知識を有し、伝統工法の継承や歴史的建造物の維持・修繕などにおける活躍が期待されています。

素人目には最難関とされる試験に合格した一級建築士が優れているように映ってしまいがちですが、一般的な個人住宅や商店の設計については、どの建築士さんでも対応可能です。また、住宅以外の建物ばかりを扱う一級建築士さんより、長年にわたって住宅設計に専念してきた二級建築士や木

造建築士さんのほうが住まいづくりのノウハウに優っている場合もあるので、先入観は持たないでくださいね～。

それからもう一つ、建築士の重要な職務となっているのが工事監理です。建築士の設計が必要な工事においては必ず監理者を選任しなければならない、設計図書通りに正しく施工が行われているかをチェックし、正しく行われていなければ是正を促したり、建築主に報告する義務を負っています。

(2面に続く)

建築士の種類別の業務範囲

延べ面積 S (㎡)	木造			木造以外		全ての構造
	高さ ≤ 13 m かつ 軒高 ≤ 9 m			高さ ≤ 13 m かつ 軒高 ≤ 9 m		高さ >13 m または 軒高 >9 m
	階数 1	階数 2	階数 3 以上	階数 2 以下	階数 3 以上	
S ≤ 30	A			A		
30<S ≤ 100						
100<S ≤ 300	B			C		
300<S ≤ 500						
500<S ≤ 1000	一般建築物			D		
	特定建築物 ※					
1000<S	一般建築物	C				
	特定建築物 ※					

A：だれでもできる

B：一級・二級・木造建築士でなければならない

C：一級・二級建築士でなければならない

D：一級建築士でなければならない

※ 特定建築物とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店をいいます。

インデックス

1-5 面：特別企画 設計・デザインの資格あれこれ

6-7 面：TOPICS / 事務局だより

8 面：憩いの水辺探訪

⑤ 清左衛門地獄池湧水

特別企画

設計・デザインの資格あれこれ

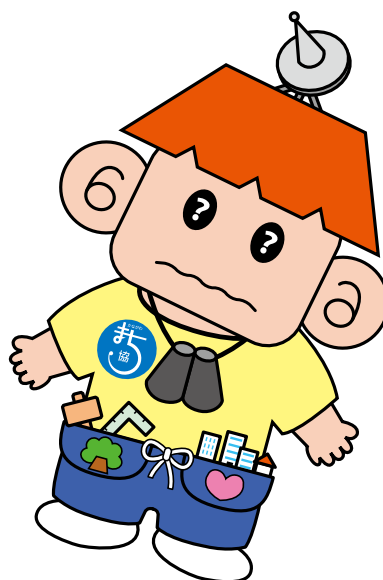
(1 面から続く)

設計・監理・施工を一括して請け負うハウスメーカーや工務店で家を建てる場合は、設計者も工事監理者も予め用意されていてスピーディーに事が運びそうな印象はありますが、皆が業者側の人間なので、しっかり施工を監理してもらえるのか不安な面もありますよね。施工ミスなどが起きないように、消費者サイドに立って工事監理をしてもらったほうが安心だというのであれば、設計・監理と施工を切り離し、まずは建築士事務所を当てるのが住まいづくりの第一歩となります。

では、自分に合った建築士さんは、どうすれば見つかるのかな？ われらがまち協の長田喜樹会長、(一社)神奈川県建築士会の副会長も務める立場から、アドバイスをお願いします。

長田：最終的には結婚相手選びのように、自分自身の判断、自己責任で決めることになりますが、どんなことが判断の材料になるかを心得ておく、可能な範囲で事前に調べておくことは役に立ちます。

その場合、建築士の事務所で組織する団体(神奈川の場合、「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会」)に相談してみることをお勧めします。この協会には建築士事務所の登録(設計・工事監理業を行うには法に基づく登録が必要)を受けた県内事務所のうち、全部ではありませんが、かなり多くの方が加入し、地域ごとに支部も設置されており、公的な団体として、会員



事務所の資質向上や社会貢献活動にも取り組んでいます。

事務所協会では、会員事務所の名簿や、耐震診断やマンション修繕など特定の分野に強い会員事務所のリストなどを用意しています。遠隔地の建築士で依頼者とのコミュニケーションが取りにくい人よりは、地元で活動している人を選ぶのも一つの選択でしょう。

とはいえ、どんな建築士さんなのか、依頼者のニーズに合った動きをしてくれるかは、紙の情報だけでは判断が付きませんね。建築士の側でも、最近は自分の経歴や手掛けた物件をインターネット上で発信する例が多くなっていますから、そうした情報を参考にすることもできます。さらに日誌風に工事の進捗状況や依頼者とのやりとりをブログに綴っている建築士もいます(建築家の難波和彦氏のブログは19年間・毎日!)。その他知り合いからの口コミで評判を知る例もありますし、建築家と依頼者のお見合いをセットする会社もありますから利用してみるのも一法です。

最後に、まれなケースですが、資格や経歴を詐称するという建築関係者が存在するのも残念ながら事実です。事務所協会では会員以外も含めた事務所登録の内容(近年の業務経歴や所員名簿等)を閲覧できます。また神奈川県建築士会では個々の建築士の免許取得状況を閲覧できますので、チェックが可能です。

長田
喜樹・まち協会長



参考：

◆一般社団法人神奈川県建築事務所協会

☎ 045 (228) 0755

《ホームページ》

<https://j-kana.or.jp/>



◆一般社団法人神奈川県建築士会

☎ 045 (201) 1284

《ホームページ》

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/>



なるほど。長田会長ありがとうございました。

実を言うと、建物の設計やデザインに必要な不可欠な資格は、この建築士だけ。だけど調べてみると、快適で暮らしやすい住まいを消費者の皆さんに提案するために、こんなにたくさんのプロの方々が関わっているんです。

リフォーム市場の拡大に伴い 専門資格が相次いで誕生

こうしてみると、1980年代に創設された資格が多いみたいだけど、何か理由があるのかな？ まち協・塚田操六専務理事

教えてください。

塚田:わが国の住宅施策の方向性として、それまでの「フロー（新築）重視」から「ストック重視」への転換が打ち出されたのが2001年のことです。その後、具体的な法制度や施策が整備・展開されるまでには少々時間を要したのですが、住宅市場においては1973年のオイルショックが起こった辺りから、既存住宅のリフォーム・リノベーションが独立した事業領域として認識されるようになりました。

(4面に続く)

資格名称	資格の概要	開始年	認定方式	認定機関／ホームページ
インテリア設計士 (1級・2級)	「室内装備設計士」資格認定としてスタートし、1984年現在の名前に改称。 インテリア空間ならびにインテリアエレメント（構成要素）の計画・設計・施工（製造）・監理などに関して、高度な知識・技術を有することを証明する資格です。	1958年	試験	一般社団法人 日本インテリア設計士協会 http://www.jp-interior.or.jp/
インテリアコーディネーター	インテリア、住宅や商品に関する幅広い知識・専門的な技術などを駆使し、家具やカーテン、照明等の商品をトータルにプロデュースする資格です。	1983年	試験	公益社団法人 インテリア産業協会 https://www.interior.or.jp/
インテリアプランナー	インテリアの企画・設計・工事監理等を行う専門家としての知識や技術を証明する資格。建築士の資格試験の実施機関が認定しています。	1987年	試験	公益財団法人 建築技術教育普及センター https://www.jaeic.or.jp/
インテリアデコレーター (ID = 内装士)	「室内装備の企画・設計・施工管理」「インテリアの企画・設計・インテリアコーディネート」「防災・防火・法令遵守の責任施工」「室内環境の安全性に配慮した施工」「インテリアコンサルティング」といった知識・技術、能力・経験を有する人材に付与される資格です。	1983年	試験	日本室内装飾事業協同組合連合会（日装連） http://www.nissouren.jp/
増改築相談員	住宅リフォームに関する技術的な知識と消費者からの相談に必要なコミュニケーション能力を併せ持つ専門アドバイザー。消費者の要請に応じて、リフォームの具体的な計画策定や見積もりにも応じています。	1986年	研修を受講後、 考査	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター http://www.chord.or.jp/
リフォーム提案士	リフォームについての幅広い専門知識を有し、顧客の真のニーズに即した提案ができる営業職に付与される認定資格です。	2015年	講習を受講後、 レポートを提出	一般社団法人 全国住宅営業認定協会 http://nhsa.jp/
住宅建築コーディネーター	家づくりに関するすべての流れを把握し、資金・不動産・設計・施工などの住宅建築に必要な専門分野を繋いで、消費者が分からない部分を理解しながら家づくりが進められるようサポートします。国が推進する「住生活エージェント」として、中立の立場から住まいの相談に応じるための資格です。	2011年	講習を受講後、 レポートを提出	一般社団法人 住宅建築コーディネーター協会 https://www.jkck.jp/
キッチンスペシャリスト	新築やリフォームなどの住まい手のニーズを受けて、快適で使いやすいキッチン空間（機能、設備等）を提案し建築や施工につなぐ仕事をします。	1987年	試験	公益社団法人 インテリア産業協会 https://www.interior.or.jp/
マンションリフォームマネジャー	マンションの専有部分のリフォームにおいて、居住者の要望を実現するために、専門知識をもって管理組合や施工者などと協力・調整しながら、居住者に付加価値の高いリフォームを企画・提供するための業務推進能力を認定しています。	1990年	試験	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター http://www.chord.or.jp/
住空間収納プランナー (ベーシック・エキスパート・マスター)	「ベーシック」は、住まい・モノ・環境に対する考え方、ヒアリングや分析の方法、基本的なプランニングのノウハウを身につけた人材であることを認定。 「エキスパート」は、人間工学や建築学といった面から住空間、収納に対して熟知し、ファイリングや収納計画などの高度な専門ノウハウや応用力を身につけた人材であることを認定。 「マスター」は、住空間収納プランナーのマネジメント・育成を担う指導者に求められるライセンスです。	2009年	WEB 試験	一般社団法人 日本収納プランナー協会 https://www.nspk.org/
建築設備士	空調・換気、給排水衛生、電気といった建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化・複雑化した設備の設計・工事監理に関する適切なアドバイスを行える国家資格です。	1986年	試験	公益財団法人 建築技術教育普及センター https://www.jaeic.or.jp/
照明士	住宅や店舗、オフィスなどの空間の演出に必要な照明についての高度な知識を身につけていることを示す資格です。	1985年	通信講座による 演習問題、レポートに合格した上で、特別講義を受講	一般社団法人 照明学会 https://www.ieij.or.jp/

特別企画

設計・デザインの資格あれこれ

(3面から続く)

塚田：リフォームは軽微な工事であれば確認申請が不要で、建設業許可を受けていない事業者でも受注できることから、設備や内装業等を基盤とした専門業者が登場します。さらにハウスメーカー、エネルギー供給事業者、ホームセンターなど多方面から事業者が参入して顧客獲得競争が激しさを増していった

塚田
操六・まち協専務理事



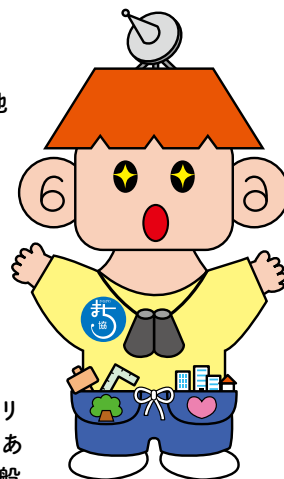
のです。そうした流れの中で他社との差別化を図るため、また、快適さや使い勝手など多様化する消費者ニーズに対応するため、専門分野が細分化されてさまざまなプロフェッショナルの資格が生まれていったということでしょう。

1980年代といえば、住宅リフォーム関連企業の全国組織である日本増改築産業協会（現・一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会〔JERCO（ジェルコ）〕）が設立されたのも1983年です。翌84年には、国として拡大するリフォーム市場に対処するため、財団法人日本住宅リフォームセンター（現・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）が設立されました。同センターで認定している資格が「増改築相談員」と「マンションリフォームマネジャー」ですが、これらは設計・デザインの専門スキルというよりは、適正かつ安心なリフォームを提供する消費者アドバイザーが求められるようになったことが背景として考えられます。

近年、リフォーム市場が大きく成長を遂げる中で、悪徳事業者による訪問販売や詐欺まがいの商法が問題化しています。そうした業者と一線を画するために、業界・事業者団体として誠意を持って住まいづくりに携わる有資格者の認定・育成に力を入れているという潮流も見逃せません。リフォーム業者を選ぶ際には、そうした専門スキルを備えたスタッフがどれくらいいるかということや、資格取得に向けた会社としての支援体制などにも目を向けてみると良いのではないのでしょうか。

塚田専務、勉強になりました～。

高齢化や環境問題への関心の高まりなどを受けて、こんな専門資格も誕生しているので、参考にしたいものです。



資格名称	資格の概要	開始年	認定方式	認定機関／ホームページ
福祉住環境コーディネーター (1級・2級・3級)	高齢者や障がい者に対して住みやすい住環境を提案できるアドバイザーを認定。医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、各種の専門職と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示したり、福祉用具や諸施策の情報などについてもアドバイスします。	1999年	WEB試験 (1級は2022年度より)	東京商工会議所検定センター https://www.kentei.org/
家庭の省エネエキスパート	「エネルギーの基礎と家庭の省エネ」「機器による省エネルギー」「住宅の省エネルギー」について、総合的な知識を有しているかどうかを認定しています。	2011年	試験	一般財団法人 省エネルギーセンター https://www.eccj.or.jp/
スマートマスター	家の構造・性能、家電製品や住宅設備、エネルギーマネジメントなどに関する技術や製品動向を理解し、消費者のニーズに合ったスマートハウスの構築を支援する資格です。	2016年	試験	一般財団法人 家電製品協会 https://www.aeha.or.jp/
省エネ建築診断士	工法やメーカーを問わず、住宅の省エネ性能を判断できる知識とスキルを有する認定資格です。	2010年	2日間の講習を受講し、3日目に試験	一般社団法人 パッシブハウス・ジャパン https://passivehouse-japan.org/
シックハウス診断士	シックハウス症候群に悩まされている方の住宅の調査、室内空気環境の測定などを行ったり、住宅を新築・改修する消費者に対して、安全で快適な住環境の提案や医療・建築・法律などに関する情報提供を行うプロフェッショナルを認定しています。	2003年	試験	一般社団法人 日本環境保健機構 https://jeho.or.jp/

バリアフリーや省エネ 目的に応じて頼れるプロも

設計やプランニングの資格ではないけれど、住まいのバリアフリー化に関わる技術者を育成するため、まち協でも独自に「高齢者向け住宅改造施工業者」という登録制度を設けているんですけど、ご存知でしょうか？

えっ、初耳ですって!? 渡邊憲一部長、出番ですよ～。紹介をお願いします。

渡邊：まち協が法人化されたのは1995年。わが国が超高齢社会を迎えるにあたり、社会の構造そのものを変えていかなければならないという機運が高まっている時期でもありました。その法人化の3年前から、まち協では高齢者を対象とする住宅改造を主旨とするシルバーリフォーム相談事業を実施してきました（2017年度より「まち協住まいの相談室」として、住まいづくり全般に関する相談事業に統合）。

この時期は、高齢者や障害者が移動する際のバリアを取り除く、いわゆるバリアフリーという概念が普及し始めた時期にも重なります。例えば、それ以前の住宅においては、和室と廊下の境には3cm程度の段差があることが当たり前でしたし、特に山坂の多い横浜市などでは、アプローチ部分に階段を設けている住宅も多く見受けられました。

シルバーリフォーム相談では、建築士が理学療法士や作業療法士といった医療専門職とのチーム体制で、こうしたお宅を訪問し、居住者の身体状況に合わせたリフォームを提案しますが、当初は、施工業者の理解不足により、提案の趣旨が的確に工事に反映されないという事態も少なくありませんでした。

高齢者向け住宅改造工事にかかわる人材の育成とスキルアップが重要なテーマであるという認識から、2002年度から講習会を経て一定の要件を満たした施工業者を登録し、各市町村等で行う住宅改造相談窓口を通して情報を提供する仕組みが整えられたのです。

講習の内容は、住宅改造にかかる公的制度や医療職など専門機関との連携方法、高齢者の身体機能の特性と高齢者介護のあり方、住宅改造と福祉用具の活用方法など計3日間のカリキュラムとなっており、講習を経て、倫理憲章に署名をした施工業者の担当者が2020年度現在、530名登録されています。本来

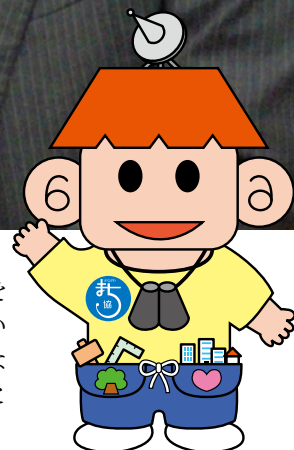
の目的は施工スキルの向上のためですが、専門知識を得て多くの工事に携わった方などは、プランニングの相談をする上でも頼りになるのではないのでしょうか。

渡邊 憲一・まち協総務担当部長



登録名簿はまち協のホームページで地域ごとに閲覧できるほか、一覧リスト(PDFファイル)をダウンロードすることもできますので、ぜひ、参考になさってください。

目的やこだわりに応じてプロを上手に活用し、納得のいく住まいづくりに結びつけることが大事なんだね。お三方、どうもありがとうございました～。



住まいづくりの専門スキルがADRにも貢献

身の回りで民事上の紛争が起こったときに、裁判によらずに迅速な解決を図る手段となるのが「ADR (Alternative Dispute Resolution)」。公正中立な第三者が関与して和解、調停、仲裁などによって解決を図るもので、住宅の新築やリフォームに関わる施主（消費者）と事業者との紛争対応については独立行政法人国民生活センターや県の建設工事紛争審査会のほか、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターを介した神奈川県住宅紛争審査会（神奈川県弁護士会による）などが知られています。

さらに「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」が2007年4月に施行され、法務大臣による民間ADR機関の認証制度が始まりました。この制度に基づいて、4年前に住宅・不動産関連のADR機関として新たに仲間入りしたのが、一般社団法人日本不動産仲裁機構です。

同機構のADRセンターでは、加盟団体に所属する建築士(JCAABE推薦)、住宅建築コーディネーター、リフォーム提案士、シックハウス診断士などの有資格者を、研修を経てADR調停人として起用しています。本来の専門スキルに加え、倫理観やコミュニケーション能力を兼ね備えた人的資源であるということで、紛争の発生時に限らず覚えておくのと良いでしょう。

参考：一般社団法人日本不動産仲裁機構
☎ 03-3524-8013

《ホームページ》

<https://jha-adr.org/>



ADR調停人の登録証の見本



Topics

居住支援で空き家を転貸

県の協議会が先駆的モデル提案

県内自治体や不動産・住宅供給団体などで組織する神奈川県居住支援協議会（会長・塩川圭一神奈川県県土整備局建築住宅部長）が、高齢者や障害者の住宅確保要配慮者に対する新たな支援策として、賃貸住宅の転貸事業に乗り出しました。

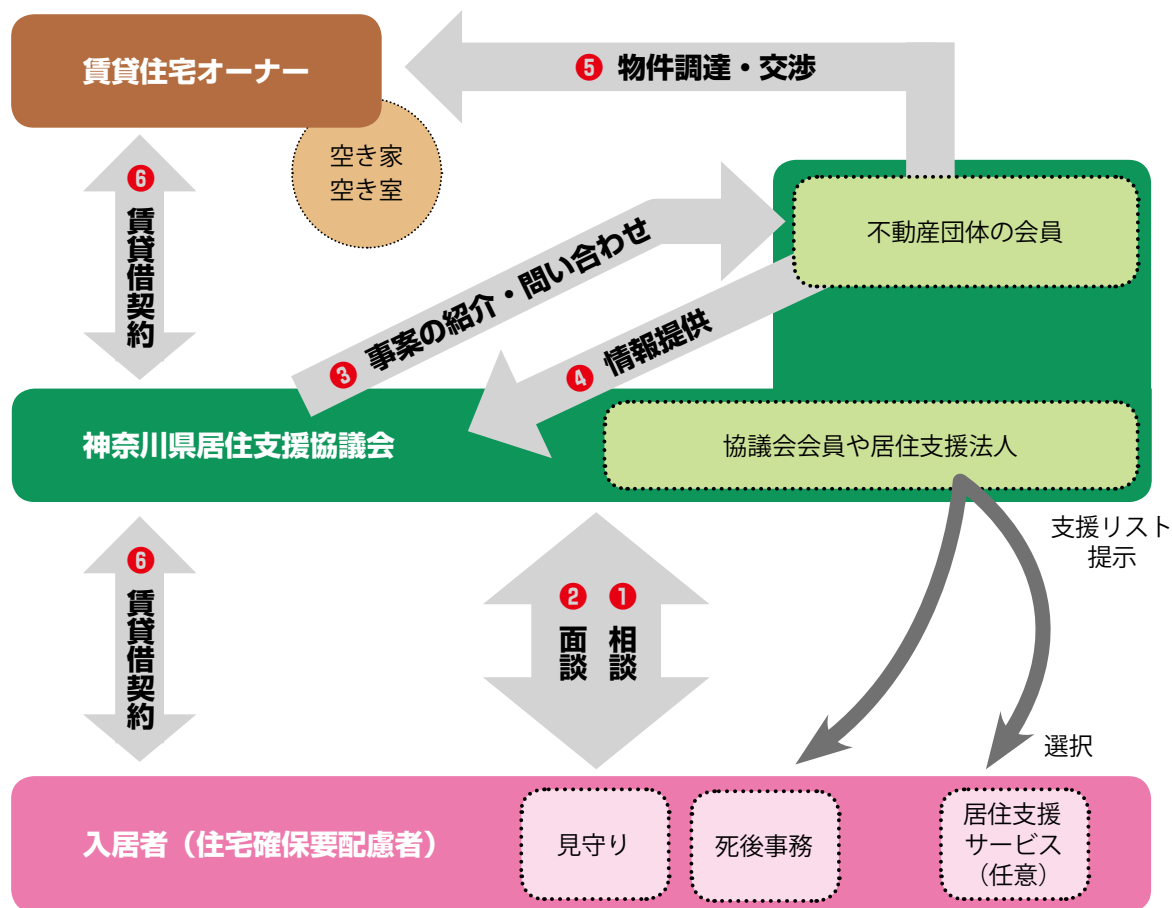
借りたい物件があるのにオーナーからの承諾を得られないというような事案に際して、同協議会が物件をオーナーから借り上げ、転貸するもの。入居者には見守り等の居住支援メニューの利用を必須とし、入居後の心配を居住支援協議会が対応する

ことで、住宅確保要配慮者の中でも個々の難しい事情を抱えて敬遠されがちな人たちが住まいを確保できるようになります。
(下記スキーム図参照)

この取り組みは、2020年度の「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」(国庫補助事業)の採択を受けて検討が行われ、全国に共通する課題の解決に向け、居住支援と結びつけて空き家・空き室の利活用を図るための先進的な仕組みとして提案されました。事業の実施に必要な汎用性のある契約様式もまとめられて、同協議会のホームページ＝<http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/>＝で公開されています。

詳細のお問い合わせや具体的な住まい探しのご相談は、事務局のかながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045 (664) 6896 へ、ご一報ください。

【神奈川県居住支援協議会による空き家の転貸事業のスキーム】



単身者の賃貸居住の不安感を減らす、安否確認＆不慮の事故対応（上限 100 万円まで補償）

広告

ご活用
ください！

あんすまコンパクト

《サービスの内容》

週 2 回の安否確認

週 2 回、電話（音声ガイダンス）に出て 1 回ボタンを押すだけの簡単操作で、家族等に安否確認メールが届きます。

室内における死亡時の補償

原状回復・遺品整理・葬儀費用等を
上限 100 万円までお支払いします。

- 「神奈川県あんしんすまい保証制度」の良いところをコンパクトにまとめました。
- より充実したサービスの提供も可能です。

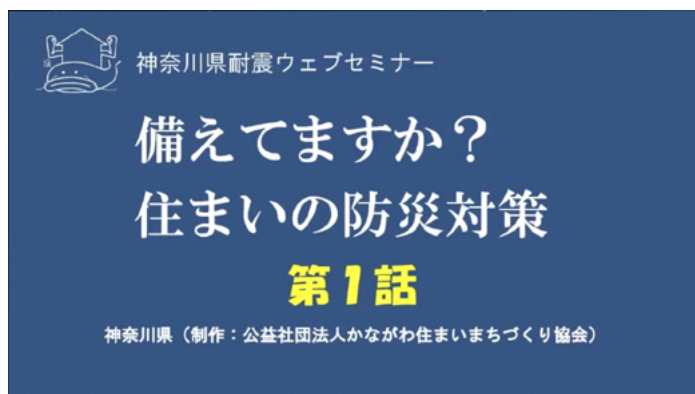
《利用料（税別）》

月額 1,500 円

初回登録料 10,000 円

《お問い合わせ》 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

耐震セミナーを動画で提供 県の公式YouTubeチャンネルにて3話を公開



神奈川県では、県民の方々に住まいの耐震診断や耐震改修についての重要性や必要性を理解していただくために、市町村とともに耐震セミナーを開催してきました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、耐震セミナーの開催が中止となったため、まち協で制作を手掛けた「耐震ウェブセミナー」が、神奈川県の公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」で公開されています。

セミナーは、3つの動画で構成されており、第1話では、過去の地震による被害を振り返り、特に過去の大規模地震で被害を受けやすかった木造住宅における被害状況と建物の構造基準などについてお話ししています。

第2話では、過去の地震の被害状況を踏まえて、地震に強い建物にするには、どうすればいいのか？という視点から、木造住宅の耐震化についてお話ししています。

第3話では、地震に強い家かどうかを確認するための耐震診断と今日からできる地震対策、それらに関する相談窓口についてお話ししています。

それぞれ10分から20分程度の動画となっていますので、お時間のある時にYouTubeのウェブサイト・トップページから「かなチャン 耐震」で検索してご視聴ください。

まち協・事務局だより

◆ 2021年度事業計画及び予算が成立

令和3年度の事業計画及び収支予算案が3月18日付けで承認されました。

事業計画は、前年度事業を基本としており、特に公益事業の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業における「セーフティネット住宅」の新規登録件数が大幅増となり、これに関連する「高齢者・障害者等居住支援事業」の増収が見込まれます。

これに伴い、収支予算については、前年度補正予算額に対し、経常収益計は1,759千円増の48,719千円、経常費用は、前年度の執行状況を踏まえ必要額を確保した結果、前年度補正予算額に対して93千円増の46,729千円とし、当期経常増減額は1,990千円となりました。

なお、令和2年度収支については、令和元年度に引き続き単年度黒字決算となる見込みですが、新型コロナウイルス問題がいまだ予断を許さない状況の中、公益法人としての使命を果たすために、今後も関係機関とも連絡調整を密にし業務にあたる所存です。会員の皆様をはじめ、関連団体の方々におかれましては引き続き温かいご支援をお願いいたします。

◆ 「グリーン住宅ポイント」申請受付が開始

昨年8月で受付を終了した次世代住宅ポイント制度を引き継いで、「グリーン住宅ポイント制度」が、この3月26日より始まりました。

一定の性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に、さまざまな商品と交換できるポイントを付与するものですが、今回の制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事などが新たに設定されました。商品と交換できるポイントは、それぞれ最大、新築で40万ポイント、リフォームで30万ポイントとなっています。

一定の住宅の新築（持家・賃貸）・リフォーム、既存住宅の購入に係る契約を令和2年12月15日から令和3年10月末までに締結した方が対象で、まち協でも申請の受付を行っています。

住まいとまちづくり VOL.38

2021年3月31日発行

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階

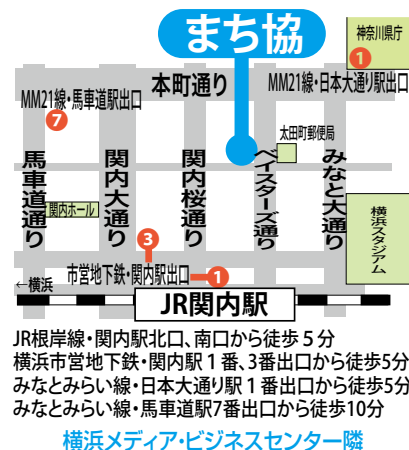
☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

http://www.machikyo.or.jp/

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人／長田 喜樹

編集責任者／塚田 操六



憩いの水辺 探訪

6

せいざえもん 清左衛門地獄池湧水

水と緑が織り成す自然景観に加え、
水流の音やきらめく水面が癒しと安ら
ぎを与えてくれる身近な水辺。
そんな県内の潤いあふれる親水ス
ポットをルポして紹介します。



巖島神社を中央に左右に分か
れた形状の池は、理由は定か
ではありませんがコントラス
トが大きく異なって見える神
秘的な様相をしています



黒い鯉が時
折、コバルト
色に輝いて見え
るのも神秘的



池の西側は、弁財寺④
と庭園エリア。「幸運
の滝」と名付けられた
人工滝や東屋が整備さ
れています



「アクセス」
伊豆箱根鉄道大雄山線・富士フ
ィルム前駅より徒歩約20分。
※専用駐車場はありません。

清左衛門
地獄池



狩川の土手沿いに春めき桜が植樹された「春木径（はるきみち）・
幸せ道」。富士フィルム神奈川工場足柄サイト側にある春木径は、
同社の第2代社長として発展に寄与した故春木榮氏を讃えて植えら
れたものだそうです。

今回紹介するのは、南足柄市にある「清左衛門地獄池湧水」。県内
で唯一、環境省による「平成の名水百選（2008年）」に選定された
水辺です。

おどろおどろしい名前ではありますが、伝説ではその昔、清左衛門と
いう人が水不足の折に湧水を探して廻っていたところ、突然、乗って
いた馬もろとも地中深くに沈み込み、その穴からこんこんと泉が湧き出
しました。以降、枯れることなくこの地を潤してきた恩恵に感謝して、清
左衛門さんの名が語り継がれているわけです。「箱根ジオパーク」のス
ポットを紹介する掲示板によると、湧水池は箱根外輪山・明神ヶ岳を
水源として、1日に1.3万トンもの地下水が湧き出しているといひます。

池の中央には巖島神社、西側には戦前に焼失したものの地域住民ら
の手で再興された弁財寺があるほか、湧水を活用した人工滝、東屋、
散策路なども地域団体・住民によって整備されています。「平成の名
水百選」は、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなか
で、特に住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行わ
れているものを選定の対象としたそうで、池を散策してみるとごみ一つ
落ちておらず、地域の方々の深い愛着を伺い知ることができました。

また、訪れた3月の初旬、南足柄で産まれた早咲きの「春めき桜」
がちょうど見ごろを迎えていて、池の周辺や狩川沿いでひと足先に春
の訪れを感じられたのはラッキーでした。